
プロジェクト リース

項目 本日の検討事項

本日の検討事項

1. 第 405 回企業会計基準委員会（2019 年 3 月 22 日開催）において、現状で資産及び負債が認識されているファイナンス・リース取引のみならず、すべてのリースについて資産及び負債を認識する会計基準の開発に着手することが了承された。
2. すべてのリースについて資産及び負債を認識するリース会計基準の改正に関する基本的な方針として、第 425 回企業会計基準委員会（2020 年 2 月 12 日開催）及び第 91 回リース会計専門委員会（2020 年 1 月 27 日開催）において、事務局は、費用配分のあり方として IFRS 第 16 号の単一モデルを基礎として進めることを提案した上で、IFRS 第 16 号と整合性を図る程度について以下の提案を行った。
 - リースが広範に利用されていることを考慮すると、簡素で利便性が高い基準を目指すことが考えられる。
 - 一方、IFRS 任意適用企業からは、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となる基準開発の要請がある。
 - これらを踏まえると、IFRS 第 16 号のすべての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指すことが考えられる。
 - なお、基準開発の方法としては、借手のための新しい基準を開発するのではなく、現行のリース会計基準を改正することが適切と考えられる。

また、次の点について、分析の上、事務局の提案を行う予定であるとしていた。

- (1) サービスに関してリースの対象とする取引の範囲
 - (2) 延長オプションがある場合の比較可能性を担保する方策
 - (3) 重要性に関する定め
 - (4) 連結財務諸表と単体財務諸表の関係
3. 第 427 回企業会計基準委員会（2020 年 3 月 11 日開催）及び第 92 回リース会計専門委員会（2020 年 2 月 21 日開催）においては、IFRS 第 16 号と整合性を図る程度に関連して、「検討のためのイメージ」をお示しし、次の項目を今後の検討課題と

して識別した。

- (1) 範囲
- (2) リースの定義
- (3) リースの識別（サービスに関してリースの対象とする取引の範囲を含む）
- (4) 貸手の会計処理
- (5) 所有権移転ファイナンス・リースの取扱い
- (6) リース期間（延長オプションがある場合の比較可能性を担保する方策を含む）
- (7) 割引率

4. 上記で識別した項目のうち、以下については検討を行っている。

検討した項目	企業会計基準委員会	リース会計専門委員会
貸手の会計処理	第 437 回 (2020 年 7 月 13 日)	第 93 回 (2020 年 6 月 29 日)
範囲	-	第 93 回 (2020 年 6 月 29 日)
リースの定義	第 438 回 (2020 年 7 月 29 日)	第 94 回 (2020 年 7 月 20 日)
所有権移転ファイナンス・リース の取扱い	第 411 回 (2020 年 7 月 29 日)	第 94 回 (2020 年 7 月 20 日)
リース期間	第 439 回 (2020 年 8 月 13 日)	第 94 回 (2020 年 7 月 20 日)
リースの識別	第 446 回 (2020 年 11 月 19 日)	第 95 回 (2020 年 11 月 2 日)
サブリース	第 447 回 (2020 年 12 月 3 日)	第 96 回 (2020 年 11 月 26 日)
セール・アンド・リースバック	第 449 回 (2021 年 1 月 15 日)	第 96 回 (2020 年 11 月 26 日)
単体財務諸表における適用	第 452 回 (2021 年 2 月 25 日)	第 97 回 (2021 年 2 月 2 日)

5. 前項に記載した検討した項目のうち次については、分析のみ行い事務局の提案を行っていない。

- ① パス・スルー型のサブリースの会計処理
- ② 一括借上契約と建設請負工事が同時に締結される場合のセール・アンド・

リースバック取引の会計処理の適用

③ 単体財務諸表における適用

また、事務局が提案を行った項目についても、様々な意見をいただいている。

6. 前項までの状況において、今後議論を進めていくうえで、開発する基準が IFRS 第 16 号の内容と整合性を図る程度についてコンセンサスを得ることが重要であると考えられるため、リース会計基準、適用指針を改正する場合の文案のイメージを作成した（審議事項(4)-2、(4)-3、適用指針については一部分）。本日は、これらの文案のイメージについて、IFRS 第 16 号の内容と整合性を図る程度という観点からご意見をお伺いしたい。なお、文案の内容は今後精緻化を図る予定である。
7. なお、第 452 回企業会計基準委員会（2021 年 2 月 25 日開催）で聞かれた意見については審議事項(4)-4 に、第 98 回リース会計専門委員会（2021 年 3 月 17 日開催）で聞かれた意見については審議事項(4)-5 に記載している。

以 上